

## 社会福祉法人あずま福祉会役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あずま福祉会の理事、監事、相談役、評議員の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額および支給方法)

第2条 報酬及び諸手当の額は、予算の範囲内において評議員会で決議する。

- 2 理事長には役員報酬として月額 32,000 円を銀行振込にて支給する。
- 3 常任相談役には役員報酬として月額 20,000 円を銀行振込にて支給する。
- 4 理事会及び評議員会に出席した理事、監事、相談役、評議員には、交通費として1日につき 1,000 円、役員報酬（ただし、理事長、常任相談役をのぞく）として1日につき 1,000 円を、出席の都度支給する。
- 5 事業所職員の役員報酬は、無報酬とする。
- 6 評議員の報酬は、定款第8条にもとづき、各年度の総額が20万円を超えない範囲とする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、社会福祉法人あずま福祉会旅費規程の定めにより支給するものとする。

附則

この規程は、平成14年 4月 1日より施行する。

改定年月日 平成18年 9月10日

平成24年 2月12日

平成26年11月23日

平成29年 4月 1日

平成29年 6月25日